

2. 外国人児童生徒への指導

外国人児童生徒の教育保障には、当該児童生徒への支援をはじめ、日本人児童生徒への指導、人権尊重についての全教職員の共通理解が必要です。取り組みの具体的項目について、①アイデンティティの保障、②出会いの場の保障、③進路学力保障、④多文化共生の学校づくり、⑤在留資格と法的手続きへの支援に分けて説明します。

①アイデンティティの保障

◆民族名(本名)とアイデンティティ

「名前は人格権である」と言われますが、民族名(本名)で生活している外国人児童生徒(日本国籍も含む)が多数います。在日コリアンの場合は2割に過ぎません(県外教調査)。日本名(通名)の選択は、最終的には本人や家族の意志によるものではありませんが、その背景に「差別に対する恐れ」があるなら、それは「自由な選択」とは言えません。「ルーツを隠している」という負い目を持ったまま友人関係を築くことは、自尊感情や自我の発達に影響を与え、苦痛や不安をもたらします。また、日本人児童生徒にとっても多文化共生社会形成への機会を失うこととなります。この視点は、民族名(本名)で生活する外国人児童生徒の自尊感情を守る取り組みの大切さにもつながる重要なポイントです。

民族名(本名)を無理に名のらせるのではなく、自信と誇りをもって民族名(本名)を名のれるようななかまづくりが大切です。「民族名(本名)を呼び名のる」取り組みは、「違いを豊かさとして受けとめよう」取り組みであり、すべての子どもたちに安心や自信を与え、本当のなかまづくりをしていくことにつながります。子どもたちが民族名(本名)を名のり、民族的ルーツを明らかにしようと思えるクラスづくり、学校づくり、保護者との連携をより確かなものにしていく営みが求められています。

児童生徒の家庭的・社会的背景をふまえることが教育活動の基本です。外国人児童生徒の民族的ルーツに触れるのを避けることは、当該児童生徒のアイデンティティ形成を阻害することになりかねません。プライバシーとの兼ね合いで、外国人児童生徒の民族的ルーツと向き合うことを避けるようなことがあってはいけません。ただし、本人自身が外国籍であることを保護者から知らされていない場合もあり、家庭や出身校等との連携をはかり、様々な事情への配慮をすることが大切です。

まず、転編入学する児童生徒に外国人児童生徒(日本国籍も含む)がいるかどうかを確認し、当該児童生徒に民族名(本名)入学の意志があるかどうかを確かめる必要があります。単に、民族名(本名)を名のるかどうかということだけでなく、本人や保護者の思いを十分に受けとめる必要があります。本人や保護者が意志決定をするためには十分な時間が必要ですので、日数的余裕をもって働きかけてください。特に新入生の場合は、春休みの早い段階からの取り組みが必要です。また、本人の意志を最大限支える学校の体制づくり、教職員の共通理解も重要です。

次に、転編入学後のなるべく早い時期に当該児童生徒との個別面談を実施し、本人や保護者の不安や願いを受けとめ、民族的ルーツに係わる相談も安心してできる信頼関係を築く必要があります。また、

校外の外国人児童生徒との出会い(15ページ参照)につなげる働きかけも大切です。さらに、16歳での外国人登録(在留資格更新、19ページ参照)や国籍確認が必要な奨学金申請などに備えて、当該児童生徒の在留資格や生年月日を確認しておくことも必要です。

学校として、個人面談のあり方や面談で得た配慮すべき事項を教職員で共通理解することも大切です。資料として、「外国人児童生徒個人カード」や「外国人児童生徒の保護者に対する聞き取り調査項目例」を掲載しています(53～54ページ参照)。県外教の在籍数調査なども面談内容の参考となります。

外国人児童生徒の保護者との面談も大切です。保護者の願いを受けとめることは教育の基本ですが、在日外国人児童生徒の場合は、民族的ルーツに関する自覚や理解がどのような状態なのか、外国人保護者であるが故の願いや不安はどのようなものなのか、学校の在日外国人教育に対する期待や理解はどうかといったことを、特にていねいに話し合う必要があります。通訳が必要な保護者への対応は、12ページを参照してください。

進学や就職に際して作成される調査書(内申書)は、指導要録を元に書きますので、外国籍児童生徒の場合、民族名(本名)記載が原則です。受験や就職に不利になるから民族名(本名)は伏せておこうという考え方は、民族差別を温存・助長することにつながります。就職や進学に先立ち、奈良県中学校教科等研究会進路指導部会や奈良県高等学校等進路指導研究協議会からの申し入れや職業安定所(ハローワーク)からの行政指導もありますので、必ず民族名(本名)記載をしてください。

また、在日外国人児童生徒に対しても、卒業証書への元号記載を強要してはいけません。卒業証書の名前については民族名(本名)が原則ですが、並記がいいのか、卒業証書を2枚用意するのがいいのかなど、本人や保護者とよく相談して丁寧に決めてください。

卒業式での呼名についても、本人の意志を尊重し、民族名(本名)を希望する生徒の尊厳を最大限守る形で実施してください。その際、母語での発音に近づけるよう努力していただきたいものです。

◆国籍とアイデンティティ

外国籍であることは何ら恥じることではないのに、そのことで辛い思いをさせられている児童生徒がいます。友人に知られたらどうなるだろうかと不安を感じたり、民族的ルーツを隠している自分は友人を裏切っているのだと自分を責める場合もあります。「なぜ外国籍に生んだのだ」と親を責めることもあります。外国籍児童生徒が、自らの民族的ルーツを肯定的に受けとめられるように、当該児童生徒はもちろん、すべての児童生徒に対する取り組みが必要です。

日本国籍の児童生徒にはそのような悩みがないとはいえません。むしろ日本国籍であるがゆえに民族的ルーツに人知れず悩み、アイデンティティ確立に苦しむ場合があります。法手続上は日本国籍であったとしても民族的ルーツに変わりはありません。教育現場で大切にすべきは、児童生徒の人権であり、民族的ルーツを豊かに受けとめ、未来への展望を持たせることと、そのための環境づくりです。

民族的ルーツに関わる学校からの教育的関わり・働きかけについて、歓迎し協力してくださる外国人児童生徒の保護者もいますが、保護者自身の学生時代の辛い体験から、避けようとしたり、不

信感をもたれている場合もあります。「日本国籍を取得(「帰化」)／申請している」「民族について特に意識していない」「民族教育は家庭でします」という理由をあげて学校や教員の真剣さを問う場合もあります。目の前の子どもを大切にするという大原則に沿った取り組みを、児童生徒や保護者と向き合う中から、創りだしていきましょう。

複数の民族的ルーツをもつ人を「ハーフ」と呼ばずに「ダブル」と呼んでいます。「民族的に不十分な存在」ではなく「複数の民族文化をそれぞれに十分に受け継ぐ存在」であるという意識を持ってほしいという願いからです。ダブルの児童生徒のアイデンティティ確立についても、家族の思いを十分に受けとめ、児童生徒の豊かな民族的自覚を育む取り組みにつなげましょう。特に、日本人と外国人の両親のもとに生まれた子どもについては、両親のどちらか(とりわけ日本以外の民族的ルーツ)を否定的にとらえることのないような関わりが求められます。

◆母語(継承語)・母文化とアイデンティティ

民族的ルーツに基づく言語を母語といいます。日本語を主として育った外国人の子どもにとっては、日本語が母語という見方もできるため、継承語と呼ぶ場合もあります。母語(継承語)保障は民族的アイデンティティ確立において重要なポイントとなります。特に「新渡日」児童生徒の場合、母語(継承語)の保持・伸長はアイデンティティ確立のみならず、日本語能力習得、保護者との会話や信頼関係の醸成にも大きな効果があります。母語による表現は心身の発達に大切な役割を果たします。母文化を受け継ぐ基本としての母語の習得は進路実現にも役立つ側面があり、進学や職業選択の可能性を広げる働きもあります。

言語のみならず、広く民族文化の習得と表現を保障する教育環境の整備も必要です。ハンゲル講座や民族舞踊に取り組む学校もありますし、県内外に母語・母文化保障に関する様々な活動があります。奈良県の活動については、83ページを参照してください。

人権作文への取り組みも外国人児童生徒のアイデンティティ確立に有意義な取り組みです。外国人児童生徒が思いを綴る作文学習は、民族的ルーツや家族との関係をとらえ直し、日本語能力をきたえるとともに、その作品は、外国人児童生徒はもちろん、日本人児童生徒の多文化共生への学習教材としても活用することができます。

②出会いの場の保障

奈良県内においては、在日外国人が各地に点在しており、さらに日本名(通名)を使わざるをえない状況もあいまって、外国人児童生徒同士が出会うことが難しい状況があります。親戚以外の同胞と出会ったことがないという外国人児童生徒も少なくありません。豊かな民族意識を育み、相談相手やロールモデルを得るためには、同世代や若い世代の同胞、在日外国人の先輩との出会いが重要な役割を果たします。校内において、複数の外国人児童生徒がいる場合、日常的に接することができる貴重な仲間との出会いの機会が持てるような取り組みが必要です。民族的ルーツに関することも含めて安心して話し合える友人が校内にいるということは、自信と勇気を得るきわめて重要な機会となります。

校内に外国人児童生徒同士が会う場が設定できなくても、民族団体や外国人保護者の会などが主催する交流会等が出会いの場となりえます。また、外国人の子どもが親族以外の同胞や他の外国人の子どもたちと出会える場、語り合える場として、県外教の「なら国際こどもフォーラム」や「在日外国人生徒交流会」が重要な役割を担っています。また、全国在日外国人教育研究協議会(全外教)主催の全国在日外国人生徒交流会も毎年開催され、全国規模で多数の外国人高校生たちがつながり合う貴重な場となっています。

県外教の在日外国人生徒交流会に参加していたことを綴った作文を掲載しますので、参考にしてください。

交流会と私

京都外国語大学 韓暁娟(ハンスウジェン)

私は小学校6年生のとき、中国から日本に来た。日本語はまったく分からなかった。「あいいうえお」から学んだ。中国にいたとき、学校の成績は1位とは言えないが、いつも上の方でした。日本に来てから成績は一気に下がった。テストで0点を取ったことがなかった私は、0点を取るようになった。言葉は通じないし、友達もいなかった。

日本の小学校に初めて入るときは新鮮な気持ちでいっぱいであった。クラスのみんなに囲まれて、いろいろなことを聞かれた。私は、まるで有名人になったようであった。みんなが何を言っているのか私にはさっぱり分からなかった。でも、とても幸せだった。その幸せは、長く続かなかった。最初は有名人みたいに囲まれていたが、だんだんと言葉が通じないという理由で、みんなは私から離れるようになった。学校で、私は一人になった。友達もいない。いつも、一人でぼうっと教室の中で座っていた。単なる教室のおきものようであった。孤独だった。

そして、クラスの子から、イジメを受けるようになった。はじめは、ずっと我慢をしていた。そのイジメはだんだんと広まっていった。私の我慢にも限界があった。相手が私の悪口を言うと、私の日本語では言い返すことができなかったのもので、暴力で返した。いつのまにか、私は“暴力”ということしか頭の中に出てこなかった。

そんな中で、私を救ってくれたのは、「交流会」だった。今日、私たちの生活の中では「～交流会」のチラシなどがよく目に入る。しかし、私が出会った「交流会」は私にとって特別なものであった。外国の方がたくさんいるもので、今まで、学校や普段の生活の中で辛い経験をした人達の集まりであった。同じ経験を持つ人がたくさんいる。辛い経験を語る時、一緒に泣いてくれ、笑うときも一緒に笑ってくれる。私は彼ら(彼女ら)の前では、自分を偽ることがまったくなかった。みんなは、ありのままの私を受け入れてくれた。「交流会」の仲間が、暗い闇の中から私を救ってくれた。もし「交流会」でこれらの仲間や私たちを支えてくれた先生方に出会えなかったら、自分はどうなっていたか想像もできない。今みたいに、強くなれなかったし、毎日楽しく過ごせることもできなかつたろう。

「交流会」との出会いは、私にとって一生の宝である。そして、ずっと私を支えてくれた、仲間、先生に言いたい。「みんな、ありがとうね。今、私はとても幸せだよ。」

③進路・学力保障

◆在日外国人中学生と保護者のための高校進学説明会

外国から来日して中学校に在籍している生徒やその保護者は、日本の高校生活や入試制度のことをよく知らずに、困っているケースが少なくありません。そこで外国人中学生や保護者等を対象とした「在日外国人中学生と保護者のための高校進学説明会」が、県の委託事業として県外教によって毎年開催されています。

この説明会には、高校教員も参加しており、それぞれの高校での生活や、卒業後の進路等についての相談も行っています。現役の外国人高校生による体験談もあり、日本の高校をより身近に感じることができます。

来日してまだ日が浅く日本語理解が十分でない中学生や保護者のために、多言語版の「高校進学ガイドブック」を用い、通訳者にも協力していただいていますので、参加者と説明者との間の質疑応答もスムーズに行うことができ、安心して進路の相談ができます。11ページで紹介されている高校入試における帰国生徒等特例措置についても、この説明会で詳しく知ることができます。

◆在日外国人高校生のための就職・進学セミナー

外国人高校生に対しては、就職・進学に関するガイダンスをするため、「在日外国人高校生のための就職・進学セミナー」が、県の委託事業として県外教によって毎年開催されています。

このセミナーでは、行政や企業等の関係者、大学等関係者を招き、外国人高校生が将来的な見通しをもって進路選択ができるように情報を提供しています。

また、大学・大学院や専門学校に進んだ先輩、民族名(本名)で仕事をしている先輩たちの体験談もあります。身近な感覚で語られる話は聞く側にも共感できるもので、参加した外国人高校生にとって、就職や進学について多くのことを知り、民族的ルーツをどのように受けとめて、進路を実現していくのかといったことを深く学ぶ場となっています。

◆奨学金

公的な奨学金には、日本育英会奨学金や奈良県高等学校等奨学金等があります。民間にも、奈良県高等学校総合文化研究所奨学金、公益信託カトリックマリア会・セント・ジョセフ奨学育英基金、財団法人公文国際奨学財団をはじめ、国籍条項がないことを明記した奨学金制度が各種あります。また、財団法人朝鮮奨学会奨学金、財団法人韓国教育財団奨学金、財団法人中国残留孤児援護基金、山崎豊子文化財団中国帰国子女高等学校等奨学助成、三井物産在日ブラジル人児童生徒向け奨学金、さぼうと 21 坪井一郎・仁子学生支援プログラムなど、在日外国人を対象にした奨学金制度も各種あります。こうした奨学金制度についての情報を収集し、外国人児童生徒に情報提供をしていくことが大切です。民族団体の奨学金制度には、同胞との出会いや交流といった事業への案内があるものもあり、単に経済的支援というだけではない大きな意義があります。

◆卒業生とのつながり

進路保障の取り組みとして、在日外国人児童生徒との卒業後のつながりも大切です。民族名(本名)で学校に通っていた児童生徒が進学後も民族名(本名)を使っているだろうか、苦手な教科でつまづいていないだろうか等、進学した学校との連携をとることも大切です。また、卒業後の外国人登録切替の際には子どもたちは一人で入国管理局や市町村役場に出向くことになります。「外国籍ということで、なぜこんな手続きが必要なのか」「なぜ自分は外国籍なのか」ということを、深く考える機会は、随時訪れます。自動車の運転免許証を取得して国籍を意識するようになった、結婚が現実味をもってきて初めて民族的ルーツについて考えるようになったという卒業生もいます。残念ながら、差別事象にぶつかり、思い悩む卒業生もいるでしょう。そんなときに、家族親族とともに、学生時代の外国人の友人や、親身になって話を聞いてくれた教員もまた頼りになります。さらに、卒業生が子どもを持ち、子育てをする中で、国籍や民族について、自分の子どもにどのように伝えていくか、どのように出会わせていくかということも、悩みの種となります。そんな卒業生とのつながりは、卒業生はもとより、教員にとっても後輩である中高生にとっても貴重なものとなります。

④多文化共生の学校づくり

◆人権学習・総合的な学習の時間

県教委が策定した「人権教育推進プラン(学校教育編)」(2001年)にも、在日外国人の人権問題について学ぶことを明記し、「人権教育の推進についての基本方針」(2008)には「様々な人々や文化との出会いを大切にし、開かれた対話と交流を通して積極的に相互理解を図ろうとする態度をはぐくむこと」(留意点5)としています。

人権学習の年間計画に、外国人問題についても適切に位置づけ、多文化共生社会を担う知識と態度を涵養する取り組みが必要です。民族文化の紹介などを通じて、まずはプラスイメージをもたらすための「豊かな出会い」の取り組みが必要です。また、「確かな歴史認識」を培う取り組みも大切です。その際、日本の近現代を事実にして美化することのないように注意することや、諸外国との友好の歴史や人々の誇りある姿を紹介することで外国人に対するマイナスイメージをもたらさないことなどに留意し、外国人児童生徒の自尊感情を高めるだけでなく、すべての児童生徒に多文化共生をすすめる力を育むことが大切です。

また、総合的な学習の時間等において多文化共生をテーマにすることも必要です。「多文化共生をすすめる外国人青年の会」等からの講師派遣や、外国人保護者の思いを聞く取り組みなど、全校児童生徒が身近な問題として、在日外国人の思いと誇りを受けとめ、ともに多文化共生社会を築いていこうとする契機となるような取り組みをすすめましょう。

特に、在日一世のコリアンや、南米移民の子孫といった方々との出会いは、在日外国人や日系人の歩んできた歴史をたどる学びになるとともに、外国人児童生徒のアイデンティティ確立や生きる力にもつながります。

◆教職員・PTAの研修

多文化共生をめざす具体的な教育実践をすすめるために、県教委は「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)児童生徒に関する指導についての教育講演会」を毎年開催しています。また、各郡市の人権教育研究会や県外教等の研修会も多数開催されています。特に県外教は、研究集会や年2回の学習会と日本語指導研修会などを毎年開催しています。こうした研修会に積極的に参加し、教員自身が学び、実践につなげていく営みが欠かせません。また、校・園・所で、教職員の研修や現地研修を実施し、先進的な実践に学ぶ取り組みを継続的に行う必要もあります。

外国人保護者の悩みを保護者全体で受けとめあう取り組みなど、PTA活動においても、多文化共生の研修機会を設けることが必要です。

◆NPOとの連携

具体的な人権保障には、専門的な知見や活動実績を持つNPOとの連携がしばしば必要になります。県内においても、進路保障や生活相談、外国人登録や在留資格に関するトラブルへの相談活動を行っているNPO等が多数あります。主な団体については83ページを参照してください。多文化共生フォーラム奈良「帰国・外国人児童生徒受入支援に関する委託事業」については71ページを参照してください。学校でカバーしきれない課題については、こうした諸団体との連携を模索する必要があります。人権学習や総合的な学習の時間の取り組み等で、こうした団体の協力を求めたり、地域のゲストティーチャーを招いたりすることも有効です。

⑤在留資格と法的手続きへの支援

◆外国人登録(在留資格更新)

16歳の外国人登録(在留資格更新)までに、個人面談や家庭訪問を通して、当該生徒が民族的ルーツやそうした法的義務についてどのように考えているのかを、しっかりと受けとめてください。ただし、それまで外国籍であることを親から告げられていない場合もあり、外国籍であることをどのように告げようかと保護者が悩んでいる場合が多々あります。保護者や出身校との十分な連携を図ってください。

2009年7月に改定された入管法・入管特例法・住民基本台帳法が、2012年7月9日から施行されます。新たな在留管理制度によって、在日外国人は法務省の徹底した一元管理のもとにおかれ、文科省を含む各省庁による情報交換がなされることとなります。これまでは、仮にオーバーステイであっても、子どもたちの教育は保障され、教育・保健・福祉の対象とされてきました。新法施行後はオーバーステイは通報対象とされますが、法務省も示しているように、「教育保障」という行政目的が優先されるので、学校が通報することによって子どもたちの教育機会が奪われることがあってはなりません。

また、16歳の外国人登録においては、これまでは市町村役場に1回出向くだけでした。この登録についても、指紋押捺撤廃の運動や、外国人を管理の対象とすることへの怒りがあり、心ない窓口の対応への警戒も含め、教員による登録の付き添いの取り組みがありました。

新法では、外国人は「特別永住者」「中長期在留者」「非正滞在者」の3つに分けられます。「中長期在留者」はまず入管に出向き、後日市町村役場に出向いて、「在留カード」の交付を受けるという負担が課せられます。「特別永住者」は市町村役場で「特別永住者証明書」の交付を受けます。新法では、DV等による別居により家族要件を満たしていないと判定されて「在留カード」が交付されず、退去命令が出されるのではないかという危惧もぬぐいきれません。子どもに不安と苦痛を強いることが心配されます。

保護者の在留資格更新が不許可となるなどで、外国人児童生徒にも国外退去強制命令が出される例が各地で発生しています。奈良県内では、子どもの教育を保障したいという関係自治体や学校からの働きかけで退去強制命令が取り消された例もありました。本人や保護者の在留資格によっては、不安定な状態にある児童生徒も少なくありません。家族も含めた在留資格を確認し、子どもの安定した教育の保障につとめてください。

◆海外修学旅行等

海外への修学旅行等に出かけるためには、パスポートやビザが必要となります。外国籍児童生徒の場合は、さらに再入国許可証を取得しておく必要がありますが、2012年7月の改定入管法施行後は、出国時の「特別永住者証明書」や「在留カード」の提示により「見なし再入国許可」が認められ、この手続きが不要となる場合があります。ただし、適用されない場合もありますので、法令の確認が必要です。

また、在留資格が「特別永住」でない児童生徒は、日本に帰国時の生体情報提供義務免除手続きが必要です。それらの手続きは、多くの場合、日本国内でも可能ですが、国籍と訪問国によっては、複雑な場合も多く、関係書類を取得するのに時間や経費が必要となり、日本語での対応ができない場合もあります。さらに、難民認定申請中や、ダブルの子どもの中には、国籍やパスポートの取得に時間がかかる場合があります。

在籍児童生徒の国籍や在留資格を把握することで、外国人児童生徒が海外修学旅行に参加できないという事態を防ぐことができます。